

告示

埼玉県告示第八百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
ヨーネ病 山羊	患畜	一頭	狭山市	平成三十年 七月十八日	鑑定殺